

美濃加茂市地域防災計画修正の概要

美濃加茂市地域防災計画

美濃加茂市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、美濃加茂市防災会議が美濃加茂市の地域に係る災害対策に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心に、防災関係機関と市民の積極的な協力を含めた総合的な計画を定めたものです。

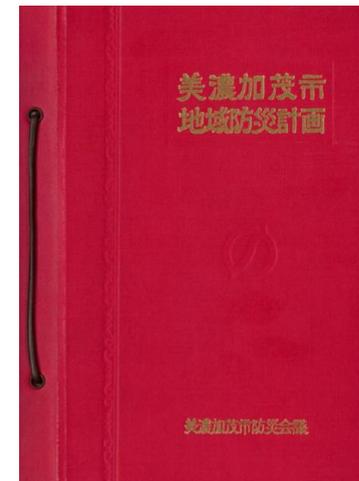
災害の予防、災害の応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図り、市民の生命・身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、市民の安全と公共福祉を確保することを目的としています。

見直しのポイント

- 1 近年の施策の進展等を踏まえた修正
- 2 岐阜県防災計画(令和7年3月修正)の修正内容の反映

主な修正項目

- 1 近年の施策の進展等を踏まえた修正
 - (1) 地震災害発生時の職員の実施要項等を変更
 - (2) 指定避難所における収容可能人数の見直し
 - (3) その他現状の運営等に合わせた字句の整理
- 2 岐阜県防災計画(令和7年3月修正)の修正内容を反映
 - (1) 災害時の情報収集等
 - (2) 非常時の通信体制の整備
 - (3) 自治体支援
 - (4) 消防団の充実強化
 - (5) 情報収集及び被災地への進出方策
 - (6) 避難所運営
 - (7) 受援体制・広域連携の強化
 - (8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
 - (9) 自治体、保健師、福祉関係者等の中で連携した状況把握の実施
 - (10) デジタル技術を活用した被災者支援



1 近年の施策の進展等を踏まえた修正

(1) 地震発生時の職員実施要項等の変更

地震発生時の職員の実施要項等を変更

(2) 指定避難所における、収容可能人数の見直し

ア 小中学校計10か所について、各校の特別教室等を避難所面積に追加

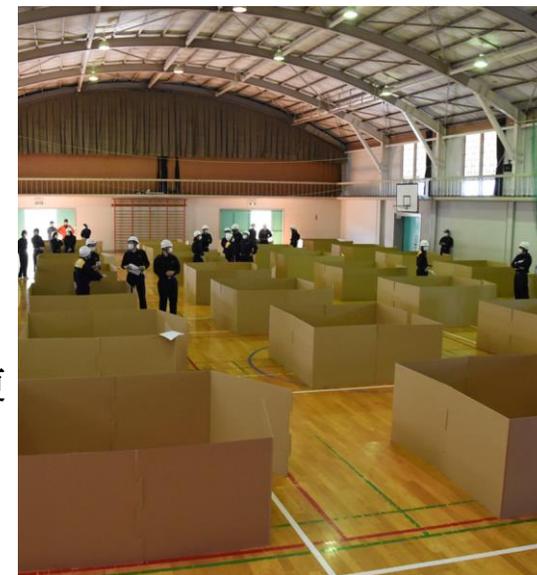
イ 収容可能人員の算定方法を現行の基準(2㎡/人)から国際的な基準であるスフィア基準(3.5㎡/人)に変更

※スフィア基準(人道憲章と人道対応に関する最低基準)とは、紛争地の人道支援から誕生した政府も重視する国際基準です。

スフィア基準は、給水、衛生、避難所の居住空間の確保といった生命を守る権利を反映した最低限の条件が指標化され、自然災害の避難者支援にも活用されています。

(3) その他現状の運営等に合わせた字句の整理

本編および資料編について、施設名称等の変更、その他字句の整理



2 岐阜県防災計画(令和7年3月修正)の修正内容の反映

(1) 災害時の情報収集等

災害時の情報収集、孤立集落対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術の活用をする旨追記

(2) 非常時の通信体制の整備

通信体制の冗長化を目的に公共安全モバイルシステムの整備について追記



(3) 自治体支援

ア 受援体制の整備について追記

イ 応援職員等が活用可能なホテル等施設のリスト化について追記

(4) 消防団の充実強化

大規模災害に備え、団員の入団促進、実践的な教育訓練体制の充実に市が取り組む旨追記

(5) 情報収集及び被災地への進出方策

物資の緊急輸送が可能な無人航空機等の輸送手段の確保の推進について追記

(6) 避難所運営

ア 避難所の充実・強化に向けた市町村への支援について追記

イ パーテーション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置について追記

ウ トイレカー等のより快適なトイレの設置について追記

(7) 受援体制・広域連携の強化

他都道府県からの避難者や観光客の受入を想定した避難対策の検討について追記

(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

在宅避難者や車中泊避難者等への支援方策の検討について追記

(9) 自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施

保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを円滑に行うため、実施主体間の調整を追記

(10) デジタル技術を活用した被災者支援

マイナンバーカードを活用した避難者の把握・管理などの取組みの導入に向けた調査・研究の実施について追記

